

経理・人事部門の基本有用情報

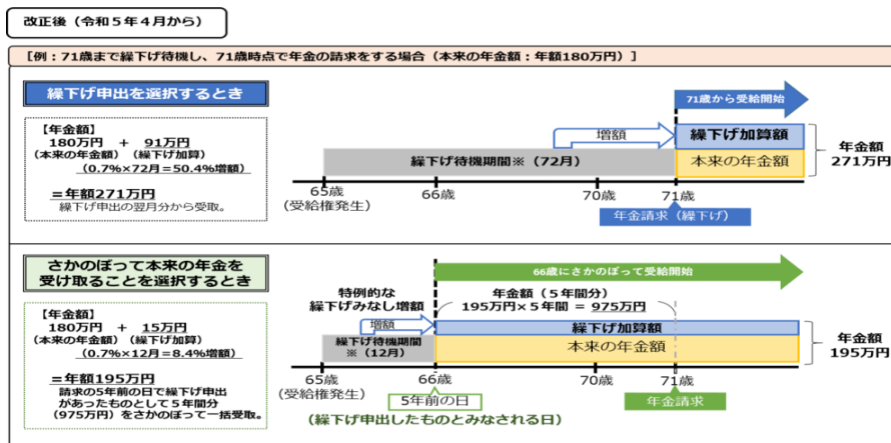
## 社会保険労務ニュースレター

今回のテーマ： 老齢年金の繰下げ制度の一部改正について

過去の年金を66歳以降に受給を選択するという申出（支給の繰下げ）をせずに一括で受け取る場合、年金の請求権の時効が5年のため、71歳以降に請求する場合は、過去5年より前の年金は時効により受給ができませんでした。そうした問題点を緩和するため、「特例的な繰下げみなし増額制度」が2023年4月より施行されました。なお、関連するその他の改正「在職老齢年金制度の見直し」「在職定時改定の導入」「年金受給開始時期の選択肢拡大」については、バックナンバー（2022年5月「年金制度改正法」[https://www.grantthornton.jp/globalassets/1.-member-firms/japan/pdfs/newsletter/humancapital/hc\\_202205.pdf](https://www.grantthornton.jp/globalassets/1.-member-firms/japan/pdfs/newsletter/humancapital/hc_202205.pdf)）をご参照願います。

### 特例的な繰下げみなし増額制度（2023年4月施行）

本制度について日本年金機構のお知らせより抜粋した図表を用いて説明いたします。



対象者：1952年4月2日以降生まれ、2017年4月1日以降受給権発生者

前提：65歳から71歳まで繰下げ待機、71歳時点で年金請求

本来の年金額：180万円、繰下げ加算率0.7%/月  
端数処理万円未満四捨五入

（図表の上段）71歳から毎年受け取る年金額は、271万円となります。6年間繰下げした結果、「本来の年金額（180万円）」に91万円増額された年金額を生涯受給できることとなります。

（図表の下段）71歳の時に繰下げ申出を選択せずに、遡って「本来の年金額」を受け取ることを選択した場合、5年前の日に繰下げ申出したものとみなされます。5年以前の年金額は時効により消滅しますが、5年間分975万円を一括受給することができるという制度です。そのうえ、71歳からは、毎年195万円を生涯受給することになります。改正前も一括受給制度というものはありましたが、今回の改正により時効による損失が和らげられました。

### 一括受給制度を実行する際の留意点

一括受給を行うと、一括受給した年の所得ではなく、遡って受給した年ごとの所得となることから

「公的年金の源泉徴収票」（各過去年分）がまとめて日本年金機構より届き、必要に応じて確定申告等が必要になることがあります。他にも、所得によって金額が確定する医療保険、介護保険のステータス、保険料が変わってしまうことがあります。

### もう少し補足！

繰下げ受給には、受給者の納付実績、家族構成、資産状況、等々によりメリット・デメリットがあり人それぞれ異なります。また、世帯収入として加給年金（家族手当）等にも関係してきます。従業員から問い合わせがあった時は、年金事務所の「年金相談についてのご案内」（<https://www.nenkin.go.jp/section/guidance/index.html>）をお知らせしたうえで、従業員自身の状況に合わせて検討していただくと良いでしょう。配偶者の有る方は、一緒に問い合わせをすることをお勧めします。